

ACR 研究会

平成 26 年 12 月 7 日(日)

## 再生医療等安全性確保法について

平成 26 年 11 月 25 日より施行済みの『再生医療等安全性確保法案』に關しまして、厚生労働省のホームページ上(Q&A ページ)にて、PRP 治療がこの法案の対象になるという事が最近掲載されましたことを受け、現在 ACR 研究会におきまして、第 3 種対応の『認定再生医療等委員会』の構成要件の検討に入っております。

こちらの委員会を構成し、厚生局長より承認を受けた上で、医療施設への認定を行うと共に、医療施設は厚生局へ細胞培養加工施設の届出、許可申請を行って頂く事になります。

1 年の移行措置猶予があるため、平成 27 年 11 月 24 日までに認可を取得する必要があります。

ですので、PRP の治療が直ちに出来なくなると言うのではなく、簡便な申請をして頂ければ、問題なく続けることができますので、御心配には及びません。

今後出されてきます関連情報を更新していきます。